

竹原市人権センターだより

発行：竹原市人権センター 2026年度(令和8年度)(NO.2) 9月発行

竹原市中央五丁目 5 番17号 TEL0846-22-7736 FAX0846-22-7748

竹原市人権センターは、福祉の向上及び人権啓発の市民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題解決のための事業を総合的に行い、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしています。

○人権啓発の促進 ○地域福祉の向上 ○市民の交流促進 ○相談業務

高齢者の人権を考えよう

高齢になっても、豊かな知識と経験を基に、これからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたいということは、多くの人の共通の願いです。しかしその一方で、身体的・心理的虐待など人権に関わる様々な問題が生じています。高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいと尊厳を持って、安心して生活できる環境づくりが必要です。

●高齢者虐待の例と防止（広島県人権啓発冊子参照）

- ・身体的虐待（・殴る、ける等の暴力 ・手足を縛るなどの拘束など）
- ・性的虐待（・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど）
- ・心理的虐待（・言葉による侮辱や脅迫 ・無視や孤立させる）
- ・経済的虐待（・生活に必要な金銭を渡さない ・年金を取り上げる）
- ・介護や世話の放棄・放任 必要なサービスの制限など。

介護に悩んだときは、一人で抱え込まず、相談しましょう。相談することが虐待防止の第一歩です。

●認知症について知ろう（広島県人権啓発冊子参照）

認知症は、認知機能の低下を伴う、誰にでも起こりうる脳の病気です。単なる「もの忘れ」とは異なり、アルツハイマー病や脳血管疾患などが原因となり発症します。

～認知症の人への対応の心得 3つのない～

①驚かせない ②急がせない ③自尊心を傷つけない

●高齢者の介護などで困ったときは相談しよう。

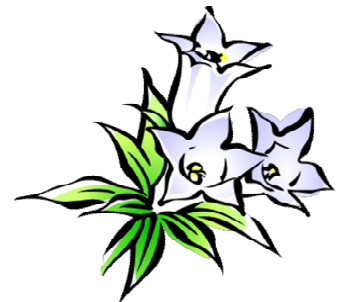
高齢者総合相談

時・・・月～金曜日 8時30分～17時

※上記以外は転送電話にて対応します。

所・・・ふくしの駅

問・・・地域包括支援センター ☎22-5494



●詐欺被害の防止

高齢者を狙った詐欺は、多くの場合自宅の電話にかかってきます。自宅の電話の機能を使って、番号が表示されない電話を着信拒否したり、相手に録音していることを告げる防犯機能付電話機にすることも有効です。 緊急の場合は110番へ連絡

9月10日～16日 自殺予防週間

9月10日は、「世界自殺予防デー」です。日本では、自殺対策基本法（2006年施行）に基づき策定された最初の自殺総合対策大綱により、その日からの1週間（9月10日から16日）を「自殺予防週間」としています。あなたの身近に、悩みや問題を抱えてつらい思いをしている人はいませんか？ かけがえのない命を守るために大切なのは、**気づく**（家族や仲間の変化に気づき声をかける）、**聴く**（本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける）、**つなぐ**（相談機関に相談を促す。**いのちのホットライン竹原 ☎0846-22-9102**）、**見守る**（暖かく寄り添いながら、じっくりと見守る）ことが大切です。かけがえのない命を守るためにご協力をお願いします。

【竹原市人権センター講座等案内】（参加費・予約不要）

「人権のまち竹原」市民研究集会

日時：9月27日（日）

13:30～15:00

場所：竹原市人権センター

演題：「助けて！」と言えたなら
～地域で高齢者と家族の
人権をまもる～

講師：臨床心理士・公認心理師・
社会福祉士
社会福祉老人ホーム三滝苑
施設長 野村 妙子 さん

社会問題としての高齢者虐待、介護殺人、介護離職等々……。こうした問題は家族という「枠」の中で起こっています。家族の中で起こる「助けて!」をどう伝え、地域がキャッチして支援につなげていくか。介護に取り組む家族が社会から取り残されないためには。一緒に考えてみたいと思います。

人権ふれあい講演会

日時：10月4日（日）

13:30～15:00

場所：吉名地域交流センター

演題：「国籍を超えて共に
理解しあうために」

講師：学校法人呉武田学園教員
アシュリ・サウザーさん

様々な国の人々と共に理解しあうにはどうすればよいのか。アシュリ・サウザーさんの国際的な幅広い知識・経験から学びましょう。

パネル展「ガザのこどもたちが描いた、平和を願う絵」（学校法人呉武田学園インターアクト部より借入）を同時開催します。ガザのこどもたちの願いに、ぜひ触れていただければと思います。

【竹原市人権センターの場所】



困ったときは、一人で悩まないで相談してください

☆人権相談

差別・いじめ・いやがらせ等

- ・竹原市人権センター ☎22-7736
(月～金 午前8時30分～午後5時15分)
- ・人権擁護委員による相談
毎月第3水曜日 午前9時～12時
竹原市人権センター（予約不要）

☆DV相談

- ・竹原市 DV 専門相談窓口
(竹原市人権センター内) ☎22-7748
(月～金 午前8時30分～午後5時15分)
緊急の場合は110番へ